

## 富山地方裁判所委員会（第19回）議事概要

### 1 開催日時

平成24年11月20日（火）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（五十音順、敬称略）

阿多麻子、織田浩之、笠島眞、貴志雅樹、久々江除作、館清文、信田昌男、  
林忠信、水谷正俊

#### 【ゲストスピーカー】

河井真紀子富山県女性相談センター所長

#### 【説明者】

奥山裁判官、青木民事首席書記官

#### （事務担当者）

田中事務局長、橋本総務課長、川崎総務課課長補佐、尾間庶務係長

### 4 進行次第

- (1) 新委員の紹介
- (2) 委員長の選任
- (3) 委員長の挨拶
- (4) ゲストスピーカーの紹介
- (5) 議事「配偶者暴力に関する保護命令申立手続（DV手続）について」

ア DV視聴「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法の  
しくみ～」

イ 説明

- (ア) 女性相談センターの支援の内容、相談の実情及び他機関との連携につ

いて（河井富山県女性相談センター所長）

(イ) 保護命令手続の流れについて（奥山裁判官）

ウ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

5 次回テーマ

専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題

6 次回期日

平成25年5月30日（木）午後2時

(別紙)

### 質疑応答及び意見交換

(○委員, ●ゲストスピーカー, △説明者)

- DV（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫）については、被害者が一人で悩まないことが大切である。県女性相談センターには、国や市町村などと連携して、保護命令制度をPRして欲しい。
- 内閣府のアンケート調査によると、DV被害に遭った人の半数は関係機関に相談をしていない。相談をしない女性の多くは、自分は暴力を受けても仕方がない、自分が我慢をすればいい、あるいは、相談をするほどでもないと考えている。逆に、加害男性は、自分の行ったことが暴力だとは思っていない、あるいは、妻をしつけるつもりで行ったと考えている。  
最近は、地域の住民同士のつながりが希薄になっていることから、近所の人や民生委員などがDVの被害者に声をかけることが大切だとテレビや講演などでPRしている。
- 相手方が申立人の主張する事実はないと主張した場合においても、警察や女性相談センターで作成された書面の内容が合致していると認められれば、裁判所は申立人の主張を認めることになるのか。
- △ ケース・バイ・ケースである。証拠がないケースもあり、慎重に検討する必要がある。相談の事実があるからといって、必ず申立てが認められるわけではなく、却下される場合もある。
- 相手方への審尋は、何回も行っているのか。
- △ 法律上、迅速な裁判が求められているので、審尋は可能な限り1回で終わるように努めている。そのために、裁判所としては、相手方に審尋期日の連絡をする際、書面提出予定の有無や相手方の主張をある程度確認するなどの事前準備をしている。また、審尋期日で相手方から話を聞いた後、即日、申立人に裁判所へ来てもらい、さらに話を聞いた上で判断したこともある。

- △ 富山地裁管内で申立てが却下された件数は、今年は零、昨年は1件である。  
また、申立件数がピークを迎えた平成18年、19年でも零であった。
- まだまだ県民の中には、保護命令制度を知らない人もいる。県民に対し、相談機関が複数あることなどを含め、もっと保護命令制度に関するPRをして欲しい。
- 県内各地に相談機関があることを広報のちらしなどで周知している。被害者の方には、最寄りの機関で相談を受けていただけるようにしている。DV被害者の支援には、広く行政の支援が欠かせないと考えている。
- 若年層にもDVの傾向があると聞いている。中学生や高校生など若い人に対しても、保護命令制度や相談機関があることをPRして欲しい。
- 女性相談センターとしてもそのことには留意しており、現在、高校や大学の講座で、DV防止や対等な男女の付き合い方などをテーマにした講演をしているところである。
- 保護命令制度が刑罰をもって実効性が担保されていることは分かったが、加害者からの報復があるのでないかと心配である。
- 本当に危ない場合は、被害者が加害者の知らない場所に移り住むことが多いが、被害者からは、どうして被害者である自分が逃げ出さなければならぬのかと言われることがある。
- 警察が関与すると、実効性が上がると思う。ただし、保護命令期間が経過した後、再び危害を加えられるのではないかと不安だ。また、県民が保護命令制度を利用しやすくするために、申立書を簡素化すべきである。
- △ 申立書については、定型のものを準備し、できる限りチェックで済むようになしたり、予め印刷しておき、空欄を補充すれば足りるようになっている。また、女性相談センターや警察にも定型の申立書を備えつけてもらっており、作成を支援してもらっているところである。
- 現在の取組は分かるが、申立てがしやすいように、もっともっと、申立書

を簡素化すべきであると思う。

- DV防止法違反で起訴する件数は極めて少ない。DVの申立てがなくても、傷害を負わせたような場合は刑事手続をとる場合もあるが、件数としては多くない。

最近は、少年虐待が多くなっているが、その背景にはDVがある。夫が妻と子に対して暴力を振るうケースもあれば、妻が夫の子に対する暴力を黙認する、あるいは、一緒にになって暴力を振るうケースもある。

- 若い人にDVがあるのは、教育に原因があるからではないか。小中学校から、DVに関する啓発教育をする必要がある。実際に発生したDVに対応するのも大事だが、根本的に教育から考えないといけないと考える。